

日本における法廷通訳人という仕事:問題と展望

堀口 大樹 (岩手大学)

1. 講演の概要

本講演は、2018年3月22日9時半から11時にボルドー・モンテーニュ大学で行われた。本講演では、日本におけるラトビア語とロシア語の法廷通訳人としての経験をもとに、外国語学習の面白さ、ことばを使って仕事をする事のやりがい、法廷通訳人の仕事の裏側について、日本語を学習しているフランス人学生に紹介した。

講演で使用した資料は日本語とフランス語の2言語で作成した。講演は基本的に日本語で行ったが、学生の反応を見ながら必要に応じてフランス語も使用した。当日は公共交通機関のストライキの影響により、聴講者は約20人と多くはなかったものの、講演後には日本語とフランス語による活発な質疑応答が行われた。

本講演の開催に当たり世話人を務めてくださったボルドー・モンテーニュ大学の鈴木恵里先生に、この場をお借りして御礼申し上げます。

2. 外国語学習

発表者はこれまでに多くの外国語を学習した経験があるが、とりわけロシア語とラトビア語は研究対象で、通訳・翻訳を定期的に行っている。ラトビア語については、日本で希少言語ということもあり、官庁、ビジネス、文化交流など幅広い分野で通訳・翻訳の経験がある。

発表者が考える外国語学習で大切なことは、以下の4点である。

①毎日15分でもいいからその言語を勉強すること：外国語学習はスポーツと同じで、毎日の努力が欠かせない。短時間でもよいので、毎日その言語に触れる習慣をつけることが大事である。

②自分がその言語を使っている状況を想像できること：旅行であれ、留学であれ、駐在であれ、その言語が話されている土地で言語を学ぶことが最良なのは、実際の使用場面の中で語彙や表現の必然性や便利さを実感しながら覚えることができるからである。しかしそれは常に可能なわけではなく、多くの人は自分の国で外国語を学ぶ。そこで、現地での旅行や生活の場面、また相手との会話をイメージして、「この時にこの語彙や表現が役立つ」「この時にはこう言える、こう言おう」と思える想像力があるとよい。

③まず自分のことを話せること：「〇〇語が話せるようになりたい」と私たちはよく言う

が、何を話すのか。テーマは無限に存在するし、相手の言うことが必ずしもすぐに理解できるわけではない。そこで、まずは自分のことを話せることが大事である。そのためには、自分の趣味を語れる、様々なテーマに対して自分の意見を持てるように、自分を充実させておく必要がある。

④その言語で好きなヒトや好きなモノを見つけること：その言語を話す人（俳優やスポーツ選手など）や、その言語圏で関心のある事象を見つけることは、学習の動機となる。例えば、ある程度学習が進めば、好きなスポーツ選手のインタビューの記事や動画を教材にして、外国語を学ぶこともできる。

3. 法廷通訳人という仕事

Les paroles s'envolent, les écrits restent 「話すことは飛び去るが、書くことは残る」という言い回しが多くの言語であるように、音声言語と書記言語には大きな違いがある。よって、同じ“訳す”という行為でも、通訳と翻訳には大きな違いが存在する。音声言語でのコミュニケーションには、再現不可能性（一回性）や伝達速度の速さといった特徴がある。音声言語を訳す通訳では、訳出に時間をかけられず、推敲もしにくいこと、辞書を使用したり、調べごとをしたりする機会がないこと、音声での訳出は文字として記録に残らないので、訳の精度が問題視されにくいといった点が、書記言語を訳す翻訳とは決定的に異なっている。

日本では自由権規約と刑事訴訟法により、日本語を十分に解さない被告人には外国語による通訳・翻訳が保障されており、その費用は国庫が負担する。法廷で通訳を行う者は法廷通訳人と呼ばれる。通訳人は公判の最初に「良心に従い誠実に通訳することを誓います」と通訳人の宣誓を行う。故意に間違った訳をすると罰せられる可能性もある。通訳人は、公判前の準備の段階で、対立する被告と検察どちらの意見も知り得るが、関係者に対して、部外者に対しても情報の守秘義務がある。公判では通訳人は「先生」または「通訳人の先生」と呼ばれ、被告人やその関係者、傍聴者に対して匿名性が保たれる。

法廷における通訳では、逐次通訳と、事前に翻訳したテキストを日本語の原発言と同時にワイヤレスマイクで被告人に読み上げる 2 つの主な形式がある。起訴状や判決文のようなどりわけ重要な文書の場合は、事前に翻訳をして、日本語の原発言に対して逐次で読み上げる。正確性が求められる裁判においては、コミュニケーションのスピードと引き換えに訳の精度が担保されにくい同時通訳が行われることはほとんどない。

2013 年の法務省のデータによれば、日本の法廷で使われた外国語は 40 以上で、その内訳は中国語（北京語、広東語、上海語などをまとめている）が 32.7%、ベトナム語が 9.9%、ポルトガル語が 9.8% を占めている。英語の使用率は 6.4% と意外に低い。一方で、2009 年に導入された裁判員裁判制度が適応される重大事件での外国語の使用率を、同じく 2013 年のデータで見ると、英語が 28.3%、続いてスペイン語が 24.6%、中国語が 16.4% で、英語の使用率が高くなる。この背景には、英語を母語とする被告人だけでなく、外国語として英

語を解する被告人や、被告人の母語が希少言語で被告人がある程度の英語を解せば、英語の通訳人がつけられることがある。なお、裁判員裁判制度が適応される要通訳人の事件の多くは薬物の密輸である。

英語は現在国際語として多くの者に解されているが、その多様性ゆえの通訳の難しさがある。イギリス英語やアメリカ英語など国ごとに異なる変種のほか、さらにその中での方言差も考慮しなければならないし、インドやシンガポールなどイギリスの旧植民地で第二言語として話されている英語の多様性にも通じていなければいけない。中でも難しいのは、被告人が外国語として話す英語を訳さなければいけない場合である。被告人の英語能力の個人差は大きく、被告人の母語による訛りや言語的干渉、理解力・表現力不足の可能性も大いにありうる。

本来、通訳される内容や訳出された発言に対する印象は、通訳者に応じて変わるべきではない。通訳者は他人の口に徹して、黒子や導管といった透明な存在であるべきとされるからである。しかし実際には通訳者の技術や経験により、10人いれば10人の訳出の方法がありうる。通訳者の訳出の方法により、被告人に対する裁判官や裁判員の心象が変わりうることは、通訳者がいる模擬裁判を使った実験でも明らかにされている。この場合、被告人の発言の訳が、どれだけ被告人自身の発言をそのまま反映しているのか、またはどれだけ通訳者のフィルターにかけられているのか、という根源的かつ挑発的な問題が提起される。

法廷通訳の原則は、中立性と正確性である。被告側と検察側のどちら寄りにもつかずに中立的な通訳に徹するほか、訳出におけることばの美しさや分かりやすさを優先せず、原発言を引かない、足さない、変えないことが求められている。ただし、これは通常の通訳の場面に慣れている通訳者にとっては、法廷通訳独自の訳出スタイルに慣れておかなければいけないことを意味している。というのも、通訳者はふつう原発言をある程度独自の裁量で解釈して訳し、その結果、訳出された発言が原発言よりもわかりやすく、整っていることが珍しくないからである。また原発言が必ずしも常に整然としているわけではなく、話者が言い淀んだり、言い直したり、論理性に欠けることも十分にありうる。原発言を解さない周囲の者は、訳出された発言の整然性を通訳者の技量と同一視しやすいので、わかりにくい発言をわかりにくいまま訳出することに対して通訳者は抵抗感を持ち、無意識にわかりやすくまとめてしまったりする傾向がある。しかし法廷通訳では、こうした通常の通訳では認められる訳出スタイルは望ましくないとされる。

被告人のことばのレジスターも反映させることが求められるが、それは簡単なことではない。被告人に対する質問と被告人の答えがかみ合っていない場合、それが訳出の問題なのか（通訳者の問題）、被告人が質問を理解できていないのか、またはあえて答えをはぐらかそうとしているのか（被告人の問題）、そもそもの質問が論理性に欠けたり、わかりにくかったりするのか（裁判官や裁判員、または弁護人や検察官の問題）の評価は難しい。複数の問題が同時に発生することもある。裁判では、自分の発言が通訳されることを配慮し、一回の発言を長くせず、なるべく単純な構造で、通訳人が訳しやすいように発言することが奨励されている。

裁判員裁判での通訳の難しさとしては、一般市民の裁判員はことばの印象に左右されやすく、通訳者の訳出が通常よりも大事になること、簡潔に質問をすることに慣れていないことが挙げられる。人によっては異文化に対して無理解な可能性もある。

法廷でのことばの難しさには、法廷の各種手続きを示す裁判用語や法律用語、法廷独特の表現、また事件に関する用語がある。薬物の密輸、殺人、詐欺など事件の種類によって裁判中に出てくる語彙は異なってくるため、事前の準備が不可欠である。尋問で頻出する日本語の質問形式には、「…ではありませんか?」「…と思いませんでしたか?」「…知らなかったんですか?」のように、自分の予想に応じた答えを期待する否定疑問文があり、訳出する際には注意が必要である。公判の初日に必ず読まれる日本語の起訴状は、慣例として一文からなっており、外国語に訳す場合には途中で区切るなどの工夫が必要である。

人の運命に関わる責任、誤訳による裁判のやり直しや、それを報道されてしまうといった社会的制裁の恐れから、法廷通訳人が抱える心理的ストレスは大きい。裁判員裁判の事件となると、3-4日間終日公判が行われ、集中力を維持する必要もある。事前に訳しておかなければいけない資料は膨大で、しかもそれらは公判開始の直前にならないと入手できないため、公判前にはまとまった翻訳時間を確保しなければならず、それは大きな身体的ストレスである。

2つの言語と文化を知る通訳人は、反省の態度を示すことが良いとされる日本の法廷文化や、被告人の国の文化や宗教観を、自身の中で考えることがある。しかし厳格な司法の場では、2つの文化の懸け橋になる余地は残念ながら存在せず、日本の法廷の中で粛々と通訳作業に徹しなければいけない。

法廷通訳人の勉強方法としては、まず裁判の様子を把握するために裁判所で実際の裁判を傍聴することがおすすめである。要通訳人の裁判を傍聴すれば、通訳の言語が違っていても雰囲気をつかむことができる。また通訳人がいない裁判でも、裁判の流れを把握できるし、通訳人になったつもりで通訳を練習し、自分が訳せない用語や表現をチェックしておくこともできる。国によっては裁判のビデオ撮影が許可されていることもあり、YouTubeなどのインターネット上で実際の裁判の様子を収めた動画を視聴して、その言語でどのような言い回しが裁判で使われているのかを知ることができる。裁判の場面があるドラマや映画を見るのもよい。

日本語でも外国語でも多読は欠かせない。薬物の密輸の事件であれば、密輸事件を扱った報道文や、薬物乱用に関する新聞記事などを読むことは役に立つ。法令や起訴状のひな型は、日本語でも外国語でもインターネット上で見つかり、参考にできる。法廷通訳に限ったことではないが、通訳者は実際に使われる語彙や表現を予想してそれをノートにまとめることが多い。実際の場面で出てくる可能性が高い語彙や表現は、事前に何度も口に出して練習し、書いて覚えたりする。

法廷通訳人は裁判所に登録をして、事件ごとに通訳を依頼される。法廷通訳人としての常勤の雇用はなく、多くの者は他の語学関係の仕事の本業としている。給与基準がやや曖昧で、負担のわりに給与は多くないという意見も存在する。法廷内では録音と撮影が禁止されており、実際の法廷通訳人の訳出の評価や裁判の資料の入手はしにくい。最高裁判

所事務総局刑事局の監修による法廷通訳ハンドブックや、主に英語での法廷通訳を想定したシナリオ形式の教材が市販されているので、これらを使って勉強するのも有効である。求められる高度な技術と専門知識ゆえに、法廷通訳人の一定の質を担保するための資格制度の導入が議論されて久しい。大学や専門学校における法廷通訳人の養成コースの充実も今後期待されている。

4. 講演を終えて

自分の勉強した外国語を仕事として生かせる職業には、語学教師など教育に携わる者、商社などの仕事の中で語学力を生かせる会社員など様々なものが考えられる。しかし、その中でも通訳者や翻訳者は、2つの言語を直接的につなぐことばのプロフェッショナルである。中でも司法の場での通訳・翻訳の責任は多大である。普段平和な暮らしをしていれば関係ない裁判所という特殊な場で働く法廷通訳人という仕事の裏側はなかなか知る機会がなく、日本語を勉強しているフランス人学生にとっては刺激的な講演であったことを願っている。法廷通訳人という仕事には苦勞が多いが、自分の語学力を社会に還元できるやりがい大きい。何年勉強しても外国語の勉強に終わりはなく、常に自己研鑽が求められるが、だからこそ学ぶ喜びは尽きない。講演を聞きに来てくれた学生は様々な動機で日本語を勉強しているが、本講演を通じて、自分の勉強する外国語を使った仕事の一つの事例を示すことができたとしたら幸いである。